

写

2東監発第39号  
令和3年3月1日

東村山市長 渡部 尚 様  
東村山市議会議長 熊木 敏己 様

東村山市監査委員 赤木 盛一  
東村山市監査委員 土田 士朗  
東村山市監査委員 伊藤 真一

#### 令和2年度第2回定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

## 定期監査結果報告書

本監査は、東村山市監査基準に準拠し実施した。

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

### 第2 監査の対象

対象所管課	経営政策部秘書広報課、企画政策課、行政経営課、環境安全部防災安全課、公共交通課
監査の範囲	令和2年4月1日から令和2年11月末日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

### 第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

### 第4 監査の主な実施内容

対象所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

### 第5 監査の実施場所及び日程

期間：令和2年12月1日から令和3年2月25日まで

実施内容	実施場所	日程
実査	対象所管課	令和3年1月5日、6日、18日
説明聴取	監査室	令和3年2月9日
講評	監査室	令和3年2月25日

## 第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

### 秘書広報課

#### 1 指摘事項

##### (1) 庁用車運行前点検表の不備について

市長車運転業務委託契約において運転員が市へ提出する「運行前点検表」について、6月の全日分につき、管理者確認印が押印されていなかった。

当初は押印して整備していたところ、記入内容の不備に伴い同月分のみ再作成した際に押印が漏れたものであったが、確認は確実にを行い、庁用車管理規程及び同契約仕様書に基づき適正に管理されたい。

##### (2) 契約関係書類の不備について

契約関係の書類において、決裁日等の必要事項の記載漏れのほか、記載内容の誤り等の不備が散見された。決裁の際には確認を確実にを行い、適切に事務処理をされたい。

### 企画政策課

#### 1 指摘事項

公印管理について、いじめ問題再調査委員会委員長之印の公印使用簿が整備されていない状態であった。公印規則について職員における共通認識を持ち、適正に管理されたい。

#### 2 意見・要望事項

##### (1) 東村山市センター地区構想（案）について

市役所周辺の2040年代のあるべき姿について、地域住民、事業者及び行政と共有し、今後のまちづくりの方向性を示すガイドラインとして、「東村山市センター地区構想」の策定に取り組まれている。

市役所周辺では、東村山駅付近の連続立体交差事業や都市計画道路等の整備が進み利便性が高まるとともに都営住宅の建替えにより集約化されたことによる跡地などの利用が進むことが考えられる。

一方で中心地としてのにぎわいがなく、公共施設の老朽化、働き場所が少ないなどの課題もある。このような現状を踏まえ、第5次総合計画や第2次都市計画マスタープランなどの関連する計画との整合を図られ、改め

て今後の在り方そしてどう取り組むべきかを示される予定である。

構想策定後においても、利害関係者である国、東京都、民間事業者及び地域住民と丁寧に連携を図られ、パートナーシップによる協働により、同構想の実現に向け取り組まれない。

## (2) 東村山市指定管理者事務取扱要領について

指定管理者制度を統括する企画政策課においては、各所管課が制度の趣旨を十分に踏まえた効果的な施設の管理運営を図ることを目的に、制度運用の基礎とするための「指定管理者制度事務取扱要領」を策定している。

市では持続可能な自治体を目指し、積極的な指定管理者制度等の導入により民間事業者と連携して事業を進めることで、効率・効果的な行政運営に成果を挙げてきた。しかし一方では、行政における管理能力や責任意識の希薄化等に伴う、事故や事件発生の危険性もはらんでいる。

こうした意識や時代の変化に適切に対応していくためにも、同要領については適宜見直しを図り、今後も定期的に内容を更新されたい。同制度を運用する所管所属に対し、同課には今後も指南役としての役割を果たされたい。

## 行政経営課

### 1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

## 防災安全課

### 1 指摘事項

#### (1) 消防団員の服制について

消防団員の被服及び装備品について、消防団員の任期や入れ替えを踏まえ複数年にわたり活動服等の更新を進めていたため消防団員服制規則に定める仕様と現状に差異が生じていた。しかし、消防団員の被服等は団員の命に係わるものであることから正しく明記することが必要である。実態に合わせ当該規則を改正されるとともに、今後も現状の品を変更する際には規則と照合し、適宜に改正事務を行われたい。

#### (2) 事業車の管理について

庁用車管理規程に定める庁用車管理台帳の備え付けがなされていない

かった。また、運行前点検表と運転日誌の記入の不一致や誤りが散見された。防災安全課管理の事業車は、緊急車両であることから点検等の認識については入念に行うことが求められる。庁用車管理規程を確認し適切な管理をなされたい。

## 公共交通課

### 1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。